

岩手県告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により次の地区に係る県営土地改良事業計画を定めた。

なお、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成30年11月7日から同年12月5日まで関係書類を縦覧に供する。

平成30年11月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
曲田地区	当該県営土地改良事業計画書の写し	一関市役所